

大阪府広域緊急交通路沿道の建物所有者のみなさま 大阪府耐震プロデューサー派遣制度のご案内

大阪府では、広域緊急交通路沿道にある耐震性が不足する建物の所有者のみなさまに、無料で、大阪府耐震プロデューサー（耐震化に精通した専門家）を派遣します。
ぜひ、この機会に建物の耐震化に関する様々なことをご相談ください。



所有者

- どうやって耐震化を進めればいいのか？
- 工事によって、営業や生活にどの程度影響が出るのか？
- 耐震改修だけでなく、除却や建て替えの検討もしたい！
- 資金計画の立て方が分からない！
- 権利者や、賃借人との調整が難しい！
- 合意形成を進めるためのアドバイスが欲しい！

こういった悩みに、私たちがアドバイスします！！


建築士・
構造建築士

ファイナンシャル
プランナー


弁護士

気軽にご相談ください。



大阪府耐震プロデューサー

制度のご利用は
無料※！！

※回数には
限りが
あります。

【お問合せ先】

● 大阪府耐震プロデューサーの派遣に関するお問合せ

＜一般社団法人 大阪府建築士事務所協会＞

電話：06-6946-7065

住所：大阪市中央区農人橋2-1-10 大阪建築会館2階

● 制度・補助に関するお問合せ

＜大阪府 都市整備部 事業調整室 都市防災課 耐震グループ＞

電話：06-6944-6057

住所：大阪市中央区大手前3丁目2-12（別館4階）

【大阪府の制度概要】

制度概要については、
右側の大阪府HPの
QRコードを読み取ってください。

派遣
制度



補助
制度



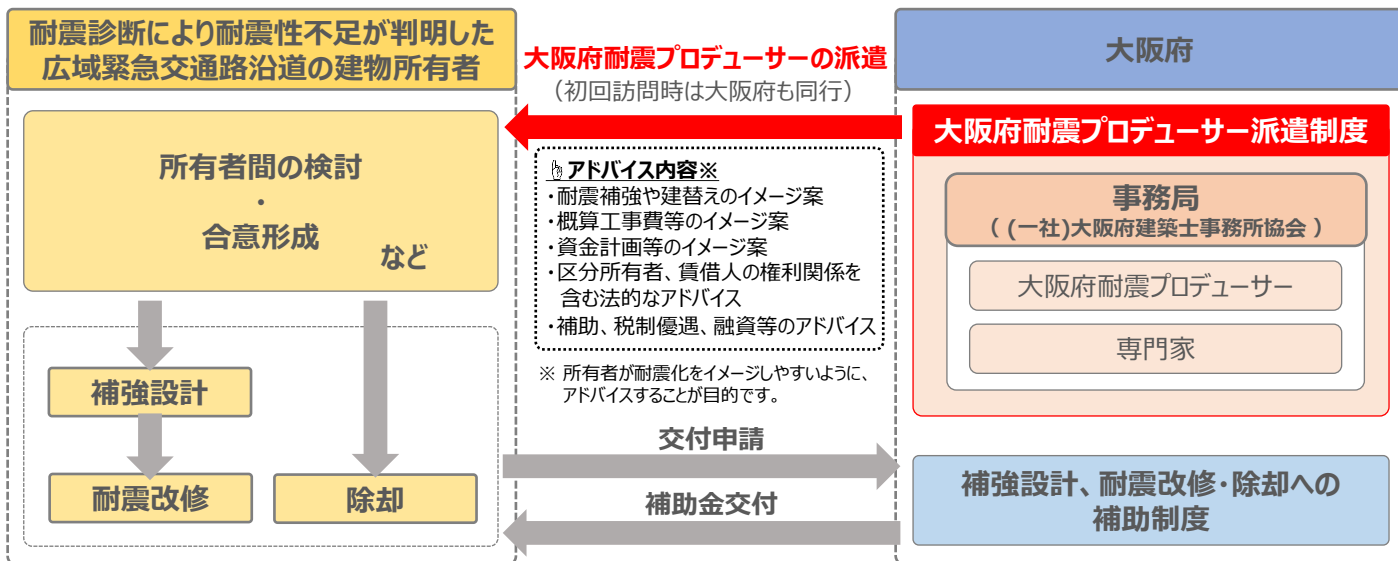
【阪神・淡路大震災で倒壊し道路を閉塞したビル】



多くの建物が
倒壊し、道路
を塞ぐことに。
緊急車両等
も通行できず、
自分の命だけ
ではなく・・・

**起こる前に備えておきたい・・・
進めましょう！！ 耐震化を！！**

◆大阪府耐震プロデューサー派遣制度のイメージ



◆補助制度の概要 (令和8年4月時点)

大阪府では、広域緊急交通路沿道の耐震性不足の建物（耐震診断が義務付けられたものに限る）の補強設計、耐震改修・除却を行う所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

【補強設計】

●補助対象額

「実際に補強設計に要する費用」または
「下表により算定した額（限度額）」のうち低いほうの額

面積1,000㎡以内の部分	3,670円/㎡以内
面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分	1,570円/㎡以内
2,000㎡を超える部分	1,050円/㎡以内

●補助金額

区分	補助金額
分譲マンション	補助対象額 × 5/12
5,000㎡以下の建築物	
5,000㎡を超える建築物	補助対象額 × 5/24

【耐震改修又は除却】

●補助対象額

「実際に耐震改修又は除却に要する費用」または
「下表により算定した額（限度額）」のうち低いほうの額

51,200円/㎡以内	
・特殊な工法	: 83,800円/㎡以内
・マンション	: 50,200円/㎡以内
・住宅(マンション・木造住宅除く)	: 34,100円/㎡以内

※建築物(Is値0.3未満) : 56,300円/㎡ ※マンション(Is値0.3未満) : 55,200円/㎡

●補助金額

区分	補助金額
分譲マンション	補助対象額 × 11/30
5,000㎡以下の建築物	
5,000㎡を超える建築物	補助対象額 × 11/60

<補助金額 算定例>

●補強設計

（3,000㎡の建築物、見積金額6,120,000円）の場合

・実際に補強設計に要する費用: 6,120,000円
 ・上表により算定した限度額:
 $3,670 \times 1,000 + 1,570 \times 1,000 + 1,050 \times 1,000 = \underline{6,290,000円}$
 補助対象額は、上記の低い方の額 6,120,000円
 補助金額は、この額に補助率をかけたものとなります。
 $6,120,000円 \times 5/12 = \underline{2,550,000円}$

●耐震改修又は除却 [Is値0.3以上]

（3,000㎡の建築物、見積金額157,120,000円）の場合

・実際に耐震改修又は除却に要する費用: 157,120,000円
 ・上表により算定した限度額: $51,200 \times 3,000 = \underline{153,600,000円}$
 補助対象額は、上記の低い方の額 153,600,000円
 補助金額は、この額に補助率をかけたものとなります。
 $153,600,000円 \times 11/30 = \underline{56,320,000円}$

派遣制度・補助制度の詳細は、表面の【お問合せ先】・【大阪府の制度概要】からご確認ください。